

子ども元気復活交付金の交付可能額通知（第 1 回）について

【ポイント】

- 本日、「子ども元気復活交付金」の第 1 回交付可能額を通知。
- 配分額は、14 市町に対して国費 2,805 百万円（事業費 5,571 百万円）。
- 具体的な事業内容は、
 - ・ 緊急に実施できる学校・保育所・公園等の遊具の更新：218 ヶ所
 - ・ 運動施設・公園広場の整備：21 ヶ所
 - ・ 整備する施設でのプレイリーダーの育成 等
- 特に遊具の更新については、夏休み中の事業着手により、子どもたちが速やかに施設を利用できる環境を整備。
- 交付金の活用を通じて、福島の子どもたちが体を使うことに喜びと楽しみを感じながら、体力向上につながっていくことを期待。

本年度創設した「子ども元気復活交付金」について、本日、以下のとおり第 1 回の交付可能額を通知した。（概要は別添 1 参照）

1. 交付可能額について（市町別、単位は百万円）
福島県内の福島市、郡山市、いわき市等計 14 市町から提出された第 1 回の事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。
事業費：5,571 百万円、国費 2,805 百万円
※計数は精査の結果、今後変動があり得る。市町村別は別添 2 のとおり。
2. 主な事業（計数は事業費）
 - 学校、保育所、公園の遊具の更新等
（11 市町に対し、約 2,298 百万円）
 - スポーツ施設の新改築等
（9 市町に対し、約 1,641 百万円）
 - 公園・広場の整備
（5 市町に対し、約 1,632 百万円）
3. 今後の予定について
第 2 回の計画募集については、8 月を目途に開始予定。

本件連絡先：
復興庁
原子力災害復興班 三井、島岡
TEL：03-5545-7369

子ども元気復活交付金

制度の概要

- 原発事故の影響により減少した子どもの運動機会を確保するための遊具の更新や運動施設等の整備を実施
—平成25年度予算額:100億円
- ハードだけでなく、ソフト事業(プレイリーダーの養成等)も実施可能

交付可能額通知結果

- 緊急に整備することが可能な「屋外遊具の更新」を中心に、福島市、郡山市、いわき市など14市町から申請があり、すべてに交付可能額を通知
(遊具の更新:計218ヶ所、運動施設等の整備:計21ヶ所)

～特色ある申請事例1～

【南相馬市・原町区屋内子どもの遊び場の整備】



人工芝の全天候型運動場(約1200㎡)を整備し、子どもたちがいつでも運動できる場を確保

～特色ある申請事例2～

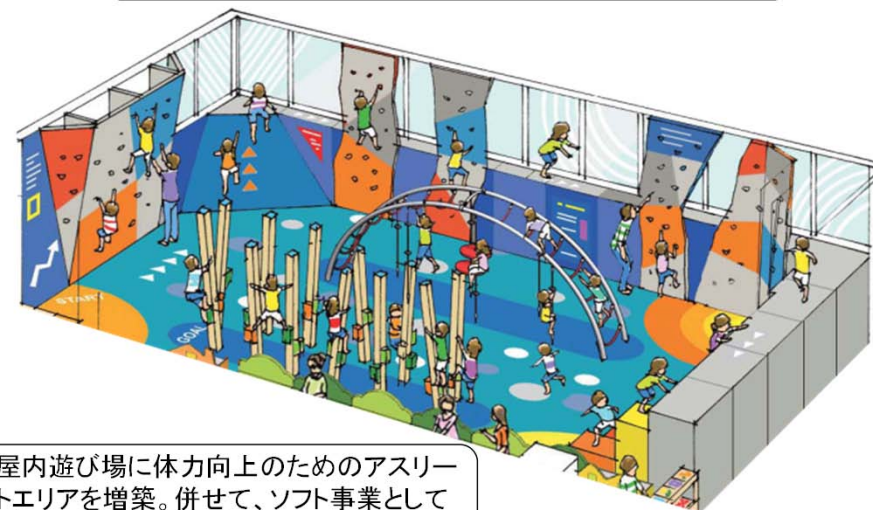
【郡山市・開成山公園の遊具更新】

子どもたちが楽しみつつ使用し、体力向上も期待できるクライミング遊具に更新



～特色ある申請事例3～

【本宮市・スマイルキッズパークの増築】



屋内遊び場に体力向上のためのアスリートエリアを増築。併せて、ソフト事業としてプレイリーダー養成事業を実施

子ども元気復活交付金 交付可能額(第1回)

(単位:千円)

市町村名	交付可能額【国費】
福島市	537,004
郡山市	361,655
いわき市	510,536
白河市	362,968
須賀川市	170,759
相馬市	47,693
二本松市	53,178
南相馬市	193,983
伊達市	146,810
本宮市	180,996
国見町	9,495
川俣町	6,655
鏡石町	193,442
矢吹町	29,694
計14市町	2,804,868

注) 計数は精査の結果、今後変動がありうる

子ども元気復活交付金

（福島定住等緊急支援交付金）（復興庁原子力災害復興班）

平成25年度予算 100億円【復興】（新規）

事業概要・目的

- 福島県の中通りをはじめとした地域においては、原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難が続いており、人口の流出による地域活力の低下が懸念されている。
- また、子どもたちが十分に運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下が見られるなど、地域において健全に子どもが育つ環境が損なわれている状況にある。
- そのため、公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進する。

資金の流れ



期待される効果

- 子どもを対象とした運動施設の整備や域外に避難している子育て世帯の帰還を支援する住宅供給を行うことにより、事業対象地域における定住環境の改善が進み、地域の活性化、さらにはその復興・再生が加速することが期待される。

事業イメージ・具体例

- （１）対象区域
原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域
- （２）事業メニュー
 - ①基幹事業
 - 【住環境の整備のための事業】
 - ・公的な賃貸住宅整備費助成 等
 - 【運動機会の確保に係る事業】
 - ・遊具の更新
 - ・地域スポーツ施設、水泳プール等の整備
 - ・都市公園における施設整備 等
 - ②効果促進事業
基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策等の事業（基幹事業の25%を上限とする）
 - ・公的な賃貸住宅の駐車場整備
 - ・子どもの運動や遊びの支援（イベント開催等）等
- （３）補助率
1／2
公的賃貸住宅整備費助成については2／3